

○公 告

猟銃等講習会（初心者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃等講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和7年4月21日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

- 1 開催日時
令和7年5月19日（月） 午前10時から午後5時までの間
 - 2 開催場所
松山市勝山町2丁目13番地2
松山東警察署 10階大会議室
 - 3 受講対象者
初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者
 - 4 受講資格
愛媛県内に住所を有する者
 - 5 定員
30名程度
 - 6 受講申込手続
 - (1) 受講申込受付期間
令和7年4月21日（月）から令和7年5月12日（月）までの間の
午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
 - (2) 受講申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (3) 提出書類等
 - ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通
 - イ 写真 1枚（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）
 - ウ 手数料 6,900円（愛媛県収入証紙により納付）
- ※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

7 講習会の内容

講習は、

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

8 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。
- (3) 開催場所警察署は駐車場がありませんので、当日は公共交通機関を利用するか、車両を利用する場合は近くの有料駐車場を利用する等してください。

9 問合せ先

愛媛県警察本部生活環境課許可事務等指導室保安係（電話089-934-0110
（内線3182、3183））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）